

農地法第3条許可申請の必要書類

農地法第3条の許可申請には以下の書類を添付してください。

なお、申請内容によって必要な書類も異なるほか、下記以外の書類の提出を求める場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

●必須書類

☑欄	書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/>	許可申請書（様式I-1）	2部	申請書1ページ～2ページ目
<input type="checkbox"/>	許可申請書別添（様式I-2）	1部	申請書3ページ～8ページ目
<input type="checkbox"/>	営農計画書	1部	対象者の区分に応じた内容のもの
<input type="checkbox"/>	土地の全部事項証明書	1部	法務局発行の原本。発行から3か月以内のもの
<input type="checkbox"/>	申請地及び附近の地番を表示する図面（公図）	1部	原本又は原本確認後写しを提出 登記情報サービスで取得した場合は、余白に取得日、取得方法を記入し、取得者が記名すること
<input type="checkbox"/>	申請地の位置図（附近見取り図）	1部	
<input type="checkbox"/>	誓約書	1部	農地を耕作する目的で取得する旨の誓約
<input type="checkbox"/>	窓口に書類を提出する者の本人確認書類	—	運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）の提示

●個々に応じて必要な書類

☑欄	書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/>	委任状	1部	代理の方が届出を行う場合に必要
<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は戸籍の附票の写し（住所の沿革がわかるもの）	1部	土地の全部事項証明書に記載の所有者の住所が現住所と異なる場合に必要
<input type="checkbox"/>	耕作状況一覧表	1部	譲受人（被設定人）の住所地が交野市外の場合に必要
<input type="checkbox"/>	耕作証明書	1部	住所地の農業委員会で発行する書類 譲受人（被設定人）の住所地が交野市外の場合に必要
<input type="checkbox"/>	住民票謄本 （譲受人（被設定人）の世帯員全員）	1部	譲受人（被設定人）の住所地が交野市外の場合に必要
<input type="checkbox"/>	許可申請書（様式I-3）	1部	申請書9ページ目 使用貸借及び賃貸借設定の設定の場合に必要
<input type="checkbox"/>	契約書の写し	1部	使用貸借及び賃貸借設定の設定の場合に必要
<input type="checkbox"/>	許可申請書（様式I-4）	1部	申請書10ページ～11ページ目 特殊事由により申請する場合に必要

●農地所有適格法人が権利を取得する場合

☑欄	書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/>	許可申請書（様式I-5）	1部	申請書12ページ～16ページ目
<input type="checkbox"/>	法人登記事項証明書及び定款	1部	定款には、原本と相違ない旨、記入すること
<input type="checkbox"/>	組合員名簿（株主名簿、社員名簿）	1部	
<input type="checkbox"/>	構成員が承認会社であることの証明書、その構成員の株主名簿	1部	農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合に必要
<input type="checkbox"/>	構成員と農業生産法人との契約書の写し	1部	農地法第2条第3項第2号子に掲げる者が構成員である場合に必要